

## 『藝文類聚』本文批判の一指標：一詩文一部立ての原則について

大淵，貴之  
九州大学非常勤講師

<https://doi.org/10.15017/19663>

---

出版情報：中国文学論集. 39, pp.30-43, 2010-12-25. 九州大学中国文学会  
バージョン：  
権利関係：

## 『藝文類聚』本文批判の一指標

——一詩文一部立ての原則について——

大 瀧 貴 之

### 一 詩文採録における編集原則の仮定

唐の初め武徳七年（六二四）に、高祖李淵の勅命を奉じて編纂された『藝文類聚』は、多種多様な典籍より抄録された豊富な文献に加え、隋以前の諸家の手になる詩文作品を多数収録しており、中国学研究において重要かつ常用の資料であることは周知の通りである。その一方で、該書のテキストに対する研究は、未だ十分になされているとは言い難い。目下、汪紹楹校本（中華書局、一九六五年）が通行しており、本稿においても同本を使用するのであるが、その底本である南宋紹興年間浙江嚴州地区刊本（上海図書館蔵の孤本）に対し、大きな異同を見せるテキストが存在しないことも、該書テキストに対する研究の必要性を看過させ、研究集積の遲滞を生じさせた遠因と思われる。本稿は、異本の比較による本文批判<sup>テキストクリティク</sup>では見いだすことのできなかつた『藝文類聚』テキストの問題点や、従来部分的に把握されていた問題点を全巻統一的に表出させるため、詩文作品採録における一つの編集原則を仮定し、それに基づく調査、検証の結果を踏まえて明らかとなった点を報告するものである。

その仮定する編集原則とは、該書「文」の部分に収録の詩文は、一作品ごとに一つの部立てに配置されるというものである。『藝文類聚』の各部立てには、始めに事物の故事来歴等に関する文献を取りまとめた「事」の部分が置かれ、その後に関連する詩文（詩賦作品のほか行政文書や書啓等の実用文も含む）が、【詩】、【賦】、【表】、【贊】……と、文体ごとに分けて列挙される。「文」の部分とは、この詩文列挙の部分の言い、類書史上『藝文類聚』の創

始にかかるものとして知られる。「藝文類聚」は、後に「類書」と総称されることになる先行の書籍群が、基本的には、すべて経、史、子各部の書および「楚辞」より典故とすべき文献（序文にいわゆる「事」）を載録するものであったのに対し、それを継承しつつも新たに大量の詩文作品（同じく「文」）を収録する部分（同じく「文」）を付加したのであり、歐陽詢撰述の序文には次のように説明される。（括弧）は筆者による補記（以下同じ）。

以為、前輩綴集、各杼其意。流別文選、專取其文、皇覽徧（遍）略、直書其事。文義既殊、尋檢難一。爰詔撰其事且文。棄其浮雜、刪其冗長、金箱玉印、比類相從。号曰藝文類聚。凡一百卷。

以為らく、前輩の綴集は、各々其の意を杼む。「文章」流別（集）、「文選」は、専ら其の文を取り、「皇覽」、「華林」遍略」は、直に其の事を書すのみ。文義既に殊なれば、尋檢一なり難しと。爰に詔もて其の事且つ文を撰す。其の浮雜を棄て、其の冗長を刪り、金箱玉印、類に比べて相ひ從はしむ。号して「藝文類聚」と曰はく。凡そ一百卷なり。

類書編纂において、先行する類書が編集材料に用いられたであろうことは諸家の指摘するところであり、「藝文類聚」もわずか一年九ヶ月のうちに編纂がなされたであろうことを考えると、編纂者が全ての文献を一から蒐集、分類しつつ作り上げたとは考えにくい。右に引く序文にもその名の挙がる「皇覽」や「華林遍略」等の先行類書を下敷きに編集がなされたはずである。ただし、従前の類書が「事」に特化したものであったからには、「藝文類聚」編纂においては、新設の「文」の部分に載録すべき詩文の蒐集と選定、およびそれを配置する部立ての検討に相当の時間と労力が費やされたものと考えられる。その意味でも、該書「文」の部分に対しては特に注意が払われて然るべきと言えよう。

「文」の部分には、隋代以前の五七五家による四八八六条にのぼる詩文が収録されるが、全体を通覧して気付くのは、一つの詩文が重複して複数の部立てに配置される例の少なさである。後述の一部の例外を除いては、例えば、「卷四三、樂部、歌に所収の梁武帝「春歌」（五言四句）が、そのまま卷三、歲時部、春に並録されるというようなこともなければ、後漢の班固「西都賦」（卷六一、居処部、總載居処所収）のように、描写される内容にかなりの多様性を有する長編の賦が、章段ごとに分断され、それぞれの内容にふさわしい部立てへ配置されるといったことも看

取されない。そこで想定しうるのが、先に述べた仮説、「文」の部分における一つの作品は一つの部立てにのみ配置されたという原則の存在である。

## 二 現行テキストにおける複数部立て重出の詩文

前章に仮定した原則を検証すべく、実際に「文」の部分収録の詩文について調査を行なうと、その例外として以下の一覧表に挙げる三六例が浮かび上がる。結論から言えば、例外箇所多くには、編纂当時における真正の例外と判断するよりは、むしろ後世のテキスト改編、改竄等によつて生じた、見かけ上の例外として捉えるべき箇所、あるいはそのように疑うべき可能性の非常に高い箇所が看取されるのである。

本稿における複数部立て重出詩文の調査、抽出にあたっては、中津濱渉編『藝文類聚引書索引』（注5を参照）の「詩文題目索引」を利用した。ただし、中津濱索引では詩文作品に分類されるものの、『藝文類聚』編纂時においては、経、史、子各部の典籍を出典とする「事」の記事（多くは佚文）として採録されたと判断されるものについては、一覧表より除外した。その際、判別に迷うものについては除外せず、一覧表に留めた。また、同索引においては、同一主題の連作を一括りとして記述するため、一見すると複数部立て重出の作品に抽出しかねないものもあるが、『藝文類聚』においては、一人の作者による同題の連作は、全体で一つの作品とは見なされず、連作を構成する作品の一つ一つがそれぞれに個別の作品として処理されるため、それらについても注意深く除外した。同一人による同題異作についても同様の注意をもって処理した。

一覧表の最上段は、複数部立てに重出する詩文の作者及びタイトル、第二段は、その詩文が『藝文類聚』編纂時において、すなわちオリジナルのテキストにおいて配置されていたと考えられる部立て、第三、四段は、重出箇所である。第二、四段において、巻数・部立て・細目の下、【】で示されるのは、「文」の部分に収録される場合の文体分類である。「文」の部分には、文体ごとに整理して詩文が列挙されることは、先に述べた通りである。また、同じ位置に「事」と表示されるものは、その詩文が当該部立ての「事」の部分に収録されることを意味する。

以下、一覧表に基づいて論述を進める。

	複数部立て重出詩文	編纂時本来の配置部立て(推定)	重出部立て(後世の補入・改編等が疑われる箇所)
1	(魏) 阮籍「楽論」	卷四二・楽部二・楽府【論】	卷四四・楽部四・琴「事」
2	(東晋) 李充「起居誠」	卷三三・人部七・鑑誠【誠】	卷五八・雜文部四・檄「事」
3	(漢) 揚雄「劇秦美新」	卷十・符命部・符命【文】	卷五四・刑法部・刑法「事」
4	(晋) 潘尼「瑠璃椀賦」	卷七三・雜器物部・盃【賦】	卷八四・宝玉部下・瑠璃【賦】
5	(魏) 曹植「令禽惡鳥論」	卷二四・人部八・諷【論】	卷九二・鳥部下・鳩【論】
6	(漢) 班婕妤「怨歌行」	卷四一・樂部一・論樂【樂府古詩】	卷二・天部下・雪「事」
7	「古詩」〔迢迢牽牛星〕	卷六五・産業上・織【詩】	卷四・歲時中・七月七日【詩】
8	(魏) 武帝「明罰令」	卷八十・火部・火「事」※	卷四・歲時中・寒食【令】
9	(魏) 曹植「洛神賦」	卷七九・靈異部下・神【賦】	卷二・天部下・雪「事」
10	「古詩」〔涉江採芙蓉〕	卷二九・人部十三・別上【詩】	★卷八二・草部下・芙蕖【詩】
11	(東晋) 郭璞「江賦」	卷八・水部上・江水【賦】	卷八二・草部下・萍「事」
12	(魏) 曹植「七啓」	卷五七・雜文部三・七(全て「文」)	卷八二・草部下・菰「事」
13	(漢) 揚雄「蜀都賦」	卷六一・居処部一・総載居処【賦】	卷八二・草部下・菜蔬「事」
14	(後漢) 班固「東都賦」	卷六一・居処部一・総載居処【賦】	卷八二・草部下・萍「事」
15	(宋) 鮑照「蕪城賦」	卷六三・居処部三・城【賦】	卷八二・草部下・蓬「事」
16	(戦国楚) 宋玉「風賦」	卷一・天部上・風【賦】	卷八二・草部下・萍「事」
17	(晋) 左思「呉都賦」	卷六一・居処部一・総載居処【賦】	卷八二・草部下・菰「事」
		卷八一・木部下・桂「事」	卷八七・菓部下・椰「事」
		卷八九・木部下・桂「事」	卷八九・木部下・棘「事」

18	〔古詩〕(一上山采蘼蕪)	卷三二・人部十六・閨情〔詩〕	☆卷八一・藥香草部上・蘼蕪〔詩〕	卷八五・布帛部・素〔詩〕
19	〔晋〕潘岳〔閑居賦〕	卷六四・居処部四・宅舍〔賦〕	卷八六・菓部上・柰〔事〕	卷八六・菓部上・梨〔事〕
20	〔魏〕文帝〔与呉質書〕	卷二六・人部十・言志〔書〕	卷八六・菓部上・李〔事〕	卷八七・菓部下・杏〔事〕
21	〔東晋〕郭璞〔柚贊〕	卷八七・草部下・柚〔贊〕	卷八六・菓部上・甘〔贊〕	
22	〔晋〕左思〔蜀都賦〕	卷六一・居処部一・総載居処〔賦〕	☆卷六・州部・益州〔事〕	卷八六・菓部上・柰〔事〕
23	〔宋〕朱超石〔与兄書〕		卷八七・菓部下・栗〔事〕	卷八七・菓部下・杏〔事〕
24	〔後漢〕王逸〔荔枝賦〕	卷八七・菓部下・荔枝〔賦〕	☆卷七・山部上・北芒山〔事〕	卷八七・菓部下・栗〔事〕
25	〔晋〕張協〔七命〕	卷五七・雜文部三七(全て〔文〕)	卷八七・菓部下・椰〔事〕	卷八七・菓部下・荔枝〔事〕
26	〔魏〕曹植〔魏徳論〕	卷十・符命部・符命〔論〕	卷八八・木部上・桐〔事〕	
27	〔後漢〕崔琦〔七蠲〕	卷五七・雜文部三七(全て〔文〕)	卷八八・木部上・槐〔事〕	
28	〔漢〕枚乘〔七発〕	卷五七・雜文部三七(全て〔文〕)	卷八八・木部上・桐〔事〕	
29	〔魏〕嵇康〔養生論〕	卷七五・方術部・養生〔論〕	卷八八・木部上・榆〔事〕	
30	〔梁〕江淹〔別賦〕	卷三十・人部十四・別下〔賦〕	卷八九・木部下・楸〔事〕	
31	〔晋〕潘岳〔懷旧賦〕	卷三四・人部十八・懷旧〔賦〕	卷八九・木部下・楸〔事〕	
32	〔魏〕盧毓〔冀州論〕	卷六九・服飾部上・薦席〔事〕	卷八七・菓部下・杏〔事〕	
33	〔魏〕何晏〔九州論〕	卷八六・菓部上・梨〔事〕	卷八七・菓部下・杏〔事〕	
34	〔晋〕袁准〔觀殊俗〕	卷八七・菓部下・栗〔事〕	卷八七・菓部下・栗〔事〕	
35	〔梁〕江淹〔四時賦〕	卷八五・百穀部・杭〔事〕	卷八七・菓部下・栗〔事〕	卷三・歲時部上・冬〔賦〕
36	〔東晋〕李顥〔悲四時賦〕	卷三・歲時部上・春〔賦〕	卷三・歲時部上・秋〔賦〕	
		卷三・歲時部上・春〔賦〕	卷三・歲時部上・夏〔賦〕	

(1) 史・子部書としての引用：32〜34番

32 (魏) 盧毓「冀州論」、33 (魏) 何晏「九州論」、34 (晋) 袁准「觀殊俗」については、地方志あるいはそれに準ずる書(史部書)、または、『隋書』経籍志、子部名家類に見える盧毓『九州人士論』一卷のごとき子部書からの引用と考えられる。この場合、三者の抄録がすべて「事」の部分に見えることが素直に了解できる。

「事」の部分においては、一著書の複数部立て重出は問題とならない。一著書中の異なる記述が、それぞれに関連する部立てに配置されることもあれば、同一箇所<sup>⑨</sup>の記述が複数の部立てに出現することも多数確認される。『藝文類聚』が藍本とした先行類書『華林遍略』において、すでにそのような情況が存在していたことが史料に明らかであり、それを継承した結果によるものと考えられる。

ただし、盧毓「冀州論」の巻六九、服飾部上、薦席における一条以外、すべて巻八五、八六、八七に出現するとは、第5節に述べるように、この巻六九所収「冀州論」以外の条文について、『藝文類聚』に原有のテキストではない可能性も想定される。

(2) 真正の例外：35・36番

35 (梁) 江淹「四時賦」、36 (東晋) 李顥「悲四時賦」については、それぞれ春夏秋冬の段落ごとに分断され、それぞれ夏、秋、冬(前者)、春、夏(後者)の部立てにおける「文」の部分【賦】類に配列されたと見える。すなわち、一作品一部立ての原則の例外箇所と見て取れる。後人の補入にしては各条ともに長文であり、すべて【賦】類に正しく配列されるなど、乱れが一切見られない。また、一作品を分断し、春夏秋冬の全部立てに無批判に振り分けることをせず、取捨選択の跡が見られるところにも、これら重出箇所が確かな編纂によるものであることを強く印象づけられる。おそらくは、四季に分かれた各段落を連作の作品のように見なし、一段ごとに採録の是非を検討したものと思われる。

(3) 後世の補入：1〜5番

1 (魏) 阮籍「楽論」から5 (魏) 曹植「令禽患鳥論」までの五例については、『藝文類聚』が鈔本によって伝えられていた時期において、行間や天頭、地脚への書き入れて補入された記述が、鈔写を重ねるうちに、あるいは出

版時に、本文に流入したものと想定される。

まず、1から3番の重出部立て（巻四四、五八、五四）では、詩文作品中の叙事的部分あるいは片言隻句が裁断、抽出されて、「事」の部分に列挙されるのであるが、次に引用する『藝文類聚』序文には、そのような編集を行わない旨が明記されており、原有テキストではない可能性が高い（傍線部は筆者による。以下同じ）。

其事出於文者、便不破之為事。故事居其前、文列于後。俾夫覽者易為功、作者資其用。

其れ事の文に出づる者有れば、便ち之を破りて事と為さず。故に事は其の前に居り、文は後に列ぶ。夫の覽る者をして功を為し易く、作者者をして其の用に資せしめんとすればなり。

右の傍線部には、「事」すなわち事物にまつわる事実等が、例えば「詩」や「賦」といった詩文作品中（「文」）に見られる場合において、その部分を裁断、抽出して「事」の部分に配列することはほしきとしないとする編集方針が看取される<sup>①</sup>。この編集原則に従う以上、「事」の部分に散見される詩文作品は、『藝文類聚』に原有のテキストと判断するよりは、むしろ『藝文類聚』編纂者の手元を離れた後に付加されたものと判断する方が妥当と考える。<sup>②</sup> 1から3番の重出部立てにおける引文形式もまさしくこれに該当する。

また、内容面について見ても、本来の配置部立てと思しき位置においては、部立ての事物と内容面で深い関連を持つ詩文として、長文かつ詳細な抄録が行なわれるのに対し、重出箇所と見られる位置では、単に部立ての事物と文字面での関連を持つ程度の詩文として収載される違いが窺える。例えば、3（漢）揚雄「劇秦美新」は、王莽の新王朝樹立を言祝ぐ内容により、人君受命に関する部立てである巻十、符命部の引用詩文として六八一字の長文が抄録されるのに対し、巻五四、刑法部においては、「法」という言葉上のつながりで、わずか「金科玉条」四字の本文とその注十二字の計十六字が「事」の部分に引用されるに過ぎない。

4、5番については、どの引文も文体分類がなされて「文」の部分に配列される点では、真正の例外のようにも見える。確かに4番（晋）潘尼「瑠璃椀賦」については、巻七三、雜器物部、盃では、瑠璃椀の椀としての側面に焦点を当てた採録であり、巻八四、宝玉部下、瑠璃では、瑠璃椀の素材である瑠璃に重点を置いた採録であつて、一つの賦が許容する多面的な読み方の結果、例外的に二つの部立てに並録されたという捉え方ができる。しかし、

宝玉で作製された器物を詠んだ、他の詠物詩、詠物賦を検証しても、それらの作品が器物の部立てと、宝玉の部立てとにそれぞれ重出する例は見られない。唯一「瑠璃椀賦」のみが二つの部立てに重出するのである。潘尼「瑠璃椀賦」が、唐の編纂時において格別の取り扱いを受ける賦であったと言うに足る事情も見いだされないからには、やはり重出の一方は後世の補入と見て妥当ではなからうか。卷八四前後には本稿所論の通り、テキストに乱れが多いこともあり、今は卷七三、雜器物部収録のものをオリジナルの配置条文と見る。5番(魏)曹植「令禽惡鳥論」については、卷二四、人部八、諷【論】において諷諭の秀作として三九一字が抄録されるのに対し、卷九二、鳥部下、鳩では、文中に擬人化されて登場するのが鳩であるがために、八九字で話の概略のみが引用されたと思しく、同一作品に対する評価、採録の在り方としては、重出詩文1から3番におけるのと同様の差異が認められ、これもやはり後世の補入と考えた。

#### (4) 『初学記』収録条文による改編：6〜9番

6(漢)班婕妤「怨歌行」から9(魏)曹植「洛神賦」までについては、★印を附した卷八二、草部下、芙蓉(次節に後述)を除くすべてが、『藝文類聚』より百年後に勅撰された唐代類書『初学記』を用いて改編(補闕)を加えたことにより、本来の『藝文類聚』にはなかった重出が発生した箇所である。『藝文類聚』卷四、歲時中、寒食の部立てが、前後の人日、正月十五日、月晦、七月十五日の四部立てとともに、『初学記』卷四の対応する条文を用いて全面的に再構成されたテキストであることは、郭醒氏の論考『藝文類聚』卷四「歲時部」闕文考<sup>19)</sup>に詳細である。また、その他の重出部立てに挙がる卷二、天部下、雪や、卷四、歲時中、七月七日、及び卷八、水部上、洛水もまた、実は『初学記』による部分的な増補、あるいは闕損箇所再構成がなされた痕跡の残る部立てであり、それら改編部分に本節所論の重出詩文が含まれている。『初学記』テキストの『藝文類聚』テキストへの流入に起因する重出と判断できる。

#### (5) 卷八二及び八五〜八九におけるテキストの混乱：10〜31番

一覧表を通覧したとき際立って目に付くのは、重出部立てのほとんどが、卷八二及び八五から八九の計六巻に集中することである。10「古詩」(涉江採芙蓉)から31(晋)潘岳「懷旧賦」までの例がこれに該当する。

この結果の一部分には、(清) 葉德輝『郎園讀書志』卷六に引く、清の蔵書家、馮舒(字己倉)と陳揆(字子准)の指摘と符合するところがある。

己倉云、「八十五至八十七三卷、宋本亦雜乱無緒。」子准云、「似有後人增入処、非率更原書。」

己倉(馮舒)云ふ、「八十五より八十七に至る三卷、宋本も亦た雜乱にして緒無し」と。子准(陳揆)云ふ、「後人の増入する処有るに似て、率更(歐陽詢)の原書に非ざるなり」と。

右には、『藝文類聚』卷八五から八七の計三卷にテキストの混乱が有ること、それは後人の条文補入によると考えられ、歐陽詢らが編纂した原初のテキストではないことが述べられるが、この三卷が、今回の調査で明らかとなった詩文重出の集中箇所である点は注目値する。本来は収録されていなかった詩文作品が、後人の手によりこの三卷に追加されたか、あるいは三卷中の全部もしくは一部の部立てそのものが、全面的に再構成される過程で収録されることとなり、今本『藝文類聚』のような重出の出現に至ったものと考えられる。

卷八二については、福田俊昭氏が同巻収録の全文献に対する詳細な分析から、他巻(福田氏論考によれば、卷一〜十三、八十、八一の計十五卷)とは異なり、誤字、脱字、出典名の脱落等の錯誤が甚だしいという特徴を明らかにされ、卷八二の編者は他の十五卷とは「明らかに別の編者である」とも論断されている。<sup>16)</sup>

また、郭醒氏は『藝文類聚』引『文選』考<sup>17)</sup>において、卷八八、八九の両卷についても、卷八二、八六、八七とともに、『文選』収録文献を「(文)選」<sup>18)</sup>として引用する、『藝文類聚』にはあり得ない体裁を持つことを理由に、テキストに後人の手が加えられた可能性を指摘する。

一覧表10〜31番の重出部立て欄に明らかなように、重出詩文のほとんどは各部立ての「事」の部分に出現しており、第3節に確認した『藝文類聚』の編集方針に乖離する点を見ても、本節に取り上げる計六卷にテキスト上の混乱が存在することは明白である。従来、いくつかの視点で当該六卷のテキストに見える混乱が個別に論じられてきたが、本稿に仮定した「一作品一部立ての原則」に基づく調査によって、それらが全百卷にわたる視点から統一的に確認でき、有力な証左を提供するものと考えられる。

### 三 『藝文類聚』 テキストの資料価値

前章までにおける調査結果とその検証によって、『藝文類聚』においては、仮定した通りに「一詩文一部立ての原則」が貫徹されており、真正の例外と認めべき例は、わずかに二作品程度に止まることが明らかとなった。一見、原則の例外と見える条文については、ほとんどすべてにテキスト上の問題を指摘することができたが、これは見方を変えれば、当該原則が『藝文類聚』テキストにおける問題点を表出させるのに一定の効果を持つことを意味する。該書の本文批評において、有力な一指標になるものと考えられる。

一覧表において☆印を附した18、22、23番の重出条文は、従来、テキストに難があるとは見なされたことのない巻に出現している。ただに真正の例外である可能性も否定できない一方で、新たなテキスト混乱箇所の見出である可能性も高い。調査の過程で22、23番（巻六、七）における重出部分については、『白氏六帖事類集』テキストとの関連を疑われる節もあり、今後の更なる検討課題としたい。

本稿では『藝文類聚』テキストの問題点を表出させるのに有効な指標を提示することに主眼があったわけだが、一方で仮定した「一詩文一部立ての原則」の存在が確実と考えられる調査結果には、該書編纂時において、収載詩文が決しておざなりに選択、配列されたのではなく、欧陽詢ら唐初の編纂官による厳密な分類を経て、各部立てに体系的に配置されたことがわかる。一つの詩文をどの部立てに配置するかという確実な検討の存在が明らかとなったことで、該書が唐初文人の作品観を確実に反映したものであることが保証されるだろう。このことが確認できれば、『藝文類聚』が、『文選』に収録される作品を如何に取り込んだかという問題も、足下のしつかりとした考察が可能であり、非常に意義あるテーマとなるはずである<sup>15)</sup>。

『藝文類聚』「文」の部分に収載の個々の詩文作品について、唐初の文人たちが主題を如何に捉え、作品のどこに価値を見いだしていたかといった議論の前提として、該書が確かな資料的価値を持つと担保されることは、各作品の受容史研究および初唐文学研究において極めて重要なことといえるだろう。

注

- (1) 孫麒「文淵閣『四庫全書』本『藝文類聚』初探」(四川師範大学学报「社会科学版」、二〇〇五年二期)は、従来輕視されてきた四庫全書本『藝文類聚』のテキストについて、諸本との比較により文献的価値(誤字、脱字、脱文が少なく、記事の引用が原典に正確である)を見出した画期的論考である。ただし、本稿の論述に必要な範囲、程度においては、四庫全書本もやはり宋本及びそれを祖とする通行の諸版と異同を見せるものではない。
- (2) 「類書」という目録上の分類、すなわち概念は、唐の開元年間になって成立した。『藝文類聚』編纂の当時、後世に「類書」と総称されることとなる一群の書籍は、雑家書として分類、認識されていた。ただし、本稿においては、無用の混乱を避けるため、これらも含めて「類書」と総称する用語法に従う。詳しくは、拙稿「唐創業期の『類書』概念——『藝文類聚』と『群書治要』を手がかりとして——」(『中国文学論集』第三五号、九州大学中国文学会、二〇〇六年)を参照されたい。
- (3) 『藝文類聚』編纂の時期と期間については、拙稿「『藝文類聚』編纂考」(『日本中国学会報』第六二集、日本中国学会、二〇一〇年)を参照されたい。
- (4) 詩文の蒐集には、序文に例示される「文章流別集」や「文選」といった総集が大いに活用されたと考えられる。
- (5) 中津濱涉編『藝文類聚引書索引』改訂版(中文出版社、一九七七年)に基づき筆者が集計した。
- (6) 以下の二例を除外。▼「鄭氏婚禮謁文」(卷四十、礼部下、婚「事」)及び「鄭氏婚禮文讀」(卷八五、百穀部、杭「事」／卷八九、木部下、女貞「事」／卷九一、鳥部中、雁「事」／卷九二、鳥部下、鴛鴦「事」／卷九四、獸部中、羊「事」)は、全て「事」の部分に出現し、卷四十、礼部下、婚「事」において、後世にいわゆる経部儀礼類あるいは史部政書類の列に並ぶことにも顕著なように、経部あるいは史部書よりの引用と見る。▼「魏文帝詔群臣曰」(卷八五、布帛部、錦「事」／卷八六、菓部上、梨「事」／卷八六、菓部上、橘「事」／卷八七、菓部下、棗「事」／卷八七、菓部下、葡萄「事」／卷八七、菓部下、荔枝「事」)及び「魏文帝詔朝臣曰」(卷九一、鳥部中、孔雀「事」)は、作品名の提示という体裁を持たず、史部書よりの抄録と見る。
- (7) 以下の三例を除外。▼「魏陳王曹植魏德論諷」(卷八五、百穀部、穀【諷】／卷八五、百穀部、禾【諷】／卷九二、鳥

部下、鵠【詩】（※【謳】の誤りか）／卷九二、鳥部下、鳩【謳】▼「梁吳筠（均）古意詩」（卷十八、人部二、美婦人【詩】／卷三二、人部十六、閨情【詩】／卷三三、人部十七、遊俠【詩】）▼「梁沈約八詠」（卷一、天部上、月【賦】／卷一、天部上、風【賦】／卷三六、人部二十、隱逸上【賦】／卷八八、木部上、桐【賦】／卷九十、鳥部上、鴻【賦】／卷九十、鳥部上、玄鵠【賦】）

(8) 次の一例。▼「魏陳王曹植離友詩」（卷二二、人部五、交友【詩】／卷二九、人部十三、別上【詩】）この例からは、同一人の同題の詩であっても、内容を吟味し、それぞれに相応しい部立て配置を行なっていたことがわかる。

(9) この場合、他の部立てに同一記事（抄録の精粗、繁簡に差があることが通例）が存在することを示す注記、典型的には「事具××部（事は××部に具はれり）」との注が附されることがある。ただし、これが編纂当初の原有のものか、あるいは宋版出版時における施注によるものかは、慎重に検討する必要があると考える。

(10) 隋の勅撰類書『長洲玉鏡』の編纂上の工夫を述べた以下の記述（宋）晁載之輯『統談助』卷四所引〔唐〕杜宝撰『大業雜記』叢書集成初編所収本）には、梁の『華林遍略』に重複記事が多数であったことを指摘している（傍線部を参照）。

今文□又富梁朝、是以取事多於編（遍）略。然梁朝學士取事意各不同。至如「宝劍出自昆吾溪。照人如照水、切玉如切泥」、序劍者尽録為劍事、序溪者亦取為溪事、撰玉者亦編為玉事。以此重出、是以卷多。至如玉鏡則不然。

今（『長洲玉鏡』編纂時）、文□（闕一字）は又梁朝よりも富み、是を以て事を取ること『遍略』より多し。然して梁朝の學士は事を取るに意各同じからず。「宝劍出自昆吾溪。照人如照水、切玉如切泥」の如きに至りては、劍を序する者は尽く録して劍の事と為し、溪を序する者も亦た取りて溪の事と為し、玉を撰する者も亦た編して玉の事と為す。此を以て重出し、是を以て卷多し。『玉鏡』の如きに至りては則ち然らず。

(11) これについては、夏南強氏も同様の解釈を示されている。同氏『類書通論』（湖北人民出版社、二〇〇一年）一〇三頁を参照。

(12) 『藝文類聚』序文に、『皇覽』や『華林遍略』といった先行類書が「事」のみを載録し、『文章流別集』や『文選』と

『藝文類聚』本文批判の一指標

いった総集が「文」のみを収録するとの指摘があることは、第一章に見たとおりである。しかし、『華林遍略』や『修文殿御覽』といった先行類書が、実際には「文」を収録するものであった点には注意しなければならない。前掲注(10)に挙げた『大業雜記』の記事に見える『華林遍略』の引用「宝劍……」であるが、『藝文類聚』巻六十、軍器部、劍の【詩】によれば、「梁吳筠(均)「詠宝劍詩」曰、我有一宝劍、出自昆吾溪。照人如照水、切玉如切泥。(深・泥押韻)」とあり(傍線部は『大業雜記』には無い)、これが「事」の記述ではなく、吳均作の詠物詩、つまりは『藝文類聚』の序に言う「文」であつたことがわかる。確かに『華林遍略』にも「文」が収録されていたのである。

また、北齊の勅撰類書『修文殿御覽』に詩賦作品が含まれることは、日本伝存の古鈔本を用いて該書の佚文を研究した、森鹿三「修文殿御覽について」(『東方学報』京都第三六冊、京都大学人文科学研究所、一九六四年)に明らかである。ただし、『修文殿御覽』の採録情況からは、各部立てにおける詩文作品の引用は、少数かつ少字数に限られていたと推定され、『藝文類聚』序文に言うところが当時の閲読者における実感であつたと思われる。

『藝文類聚』編纂において、詩文作品は「文」の部分に配置するとしながらも、詩文を含む先行類書の引用記事を襲用する(孫引く)過程で、「文」の部分に配置すべきものとして除外し損ねた結果、「事」の部分に詩文作品が残留し、重出発生を引き起こしたのであつて、後世の補入ではないと判断する余地も決してないわけではない。その場合には、第2節の「真正の例外」に準じることとなる。

- (13) ここに見える8(魏)武帝「明罰令」が重出であることは、ほぼ確実であるが、表中に※印を附した巻八十、火部の部立てに「事」として出現する「明罰令」が原有テキストであることについては、「文」の部分に【令】の文体(『文選』にも立てられる文体)として収録されないと疑問が残る。二十七字の短文でもあり、こちらもまた後世の補入であるかもしれない。

- (14) 『瀋陽師範大学学報』総第一二四期(瀋陽師範大学学報編輯部、二〇〇四年)所収。

- (15) 『初学記』テキストによる『藝文類聚』テキストの改編(増補、補闕)の問題については、他の唐代類書『白氏六帖事類集』テキストとの関連を含め別稿を準備中である。

- (16) 福田俊昭『藝文類聚』(巻八十二)本文の構成について「大東文化大学東洋研究所編『藝文類聚』(巻八十二)訓読

付索引」(大東文化大学東洋研究所、二〇〇九年)所収。

なお、「別の編者」が唐初の編纂者集団における一人を指すのか、それとも後人を指すのか、福田氏は必ずしも明確に述べられてはいない。しかし、巻八二を始めとした本節所論の各巻において、大量の詩文作品が「事」の部分に配置せられるという、基本的な「事」、「文」の配列さえ保持されない現状からは、分担編集によって生じた差異とするより、やはり原撰者とは別の、後人の手による改編、編集と見る方が妥当であろう。

(17) 『中国詩学』第九輯(人民文学出版社、二〇〇四年)所収。

(18) 例えば、『文選』巻二九所収の古詩十九首を見ても、夫婦の離別を詠んだと解される其一「行行重行行」が、十六句すべて『藝文類聚』巻二九、別上の【詩】に採録され、閨媛の思いを綴った其二「青青河畔草」十句もまた全句が巻三二、閨情の【詩】に採録されるのに対し、夫を失った悲嘆を詠う其五「西北有高樓」十六句は、閨怨や別離といった主題をよそに、冒頭四句「西北有高樓、上与浮雲齊。交疏結綺窓、阿閣三重階。」に見える、悲嘆に暮れる女性の住まう高樓の描写のみが、巻六三、樓の【詩】に採録される等、一つ一つの作品に対して、採録の可否や採録部分の決定といった価値判断が確実になされたことを確認できる。